

寄居中学校PTA会則

(改正沿革)	昭和	24	年	4	月	1	日	制定
	昭和	27	年	4	月	1	日	改正
	昭和	28	年	4	月	1	日	一部改正
	昭和	32	年	4	月	1	日	一部改正
	昭和	33	年	4	月	1	日	一部改正
	昭和	36	年	4	月	1	日	一部改正
	昭和	47	年	4	月	1	日	一部改正
	昭和	53	年	4	月	1	日	一部改正
	昭和	56	年	4	月	1	日	一部改正
	平成	3	年	4	月	27	日	一部改正
	平成	7	年	4	月	28	日	一部改正
	平成	22	年	4	月	23	日	一部改正
	令和	2	年	6	月	5	日	一部改正
	令和	2	年	12	月	22	日	一部改正
	令和	5	年	2	月	1	日	一部改正

第1章 総 則

第1条 (名称および事務局)

本会は寄居中学校PTAと称し、事務局を寄居中学校内におく。

第2条 (目 的)

本会は生徒の健全な成長を図るため、保護者と教職員が協力して、学校および家庭における教育に関し理解を深め、その振興、充実を図ることを目的とする。

第3条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の研修と親和。
- (2) 生徒の学習環境の整備援助ならびに学芸の奨励。
- (3) 生徒の健全育成のための助成。
- (4) 生徒および会員の福利、厚生。
- (5) 生徒の進路指導対策。
- (6) その他必要と認めた事項。

第4条 (組 織)

本会は本校生徒の保護者(父母および親権者)と教職員をもって構成し、前条の事業を行うために、次のとおり組織する。

- (1) 学年部として、学級委員会および学年委員会をおく。
- (2) 専門部として、育成部、教養部、広報部をおく。
- (3) 会務の円滑な運営を図るため、事務局をおく。

第2章 役 員

第5条 (役 員)

本会に次の役員をおく。

- | | | |
|--------------|----------|------------------------------------|
| (1) 会 長 1 名 | (4) 委 員 | 学級数×5 名を総数とし、特別の事情がない限り各学級につき5名とする |
| (2) 副会長 若干名 | (5) 事務局長 | 1 名 |
| (3) 常任委員 若干名 | (6) 事務局員 | 若干名 |
| | (7) 監査委員 | 若干名 |

第6条 (役員を選任)

本会の役員を選任方法は、別に定める規定による。

第7条 (役員の仕事)

本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その仕事を代行する。

- (3) 会長、副会長および常任委員は、常任委員会を構成し、本会の執行機関として、予算案の作成、会務の運営および緊急事項の処理にあたる。
- (4) 委員は、委員総会を構成し、本会の議決機関として事業計画、予算・決算、役員の選出、その他重要事項の審議決定にあたるほか、学年部または専門部に所属しその運営にあたる。
- (5) 事務局長は、事務局を構成し、諸会議の開催および運営にあたる。教職員から選出された事務局員は、諸会議の開催および運営をたすける。
- (6) 監査委員は、会計及び会務の監査にあたり、その結果を総会に報告する。

第8条（役員任期）

役員任期は1年とする。ただし重任は妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは、これを補充する。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

第9条（顧問）

校長は、顧問として本会議に出席して意見を表明できるものとする。

2 校長のほか本会には、顧問若干名をおくことができる。

3 校長以外の顧問は必要により委員総会で選出する。

第3章 会 議

第10条（会議）

本会の会議は、総会、委員総会、常任委員会、学年部会、専門部会とする。会議の招集は総会、委員総会、常任委員会は会長が、学年部会、専門部会はそれぞれの長がおこなう。

2 会議の議決は、出席者の多数決によるものとする。ただし、災害の発生や感染症の流行など緊急時において、会長が必要と認めた時には、書面（電磁的記録を含む）による議決を行うことができる。

第11条（総会）

定時総会は、毎年、年度初めに開催する。

2 次の事項は、総会の承認を求める。

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 会則の変更に関すること。
- (3) 役員の選任。
- (4) その他特に重要な事項。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催することができる。

第4章 会 計

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条（経費）

本会の経費は、会員の納める会費および寄付金をもってあてる。

2 本会の会費は、毎年度末の常任委員会で案を出し、委員総会の議を経て総会の承認を求める。

第14条（予算、決算）

会長は、その年度の収支決算書ならびに次年度の予算案を作成し、常任委員会および委員総会の議を経て、新年度の総会の承認を求める。

第15条（会計事務）

本会の会計事務は、事務局が担当する。

第5章 そ の 他

第16条（委任）

本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

第17条（細則）

本会の運営に必要な細則は、委員総会で別に定める。

附 則

この会則は、令和5年2月1日から実施する。

寄居中学校PTA役員選任規程

(改正沿革) 平成 7 年 4 月 28 日 制定
平成 30 年 4 月 28 日 一部改正
令和 2 年 6 月 5 日 一部改正
令和 2 年 12 月 22 日 一部改正
令和 5 年 2 月 1 日 一部改正

第1条（会長、副会長の選任）

(1) 会長および副会長は、前年度の常任委員会が候補者を推せんし、委員総会の議を経て総会が選任する。

副会長のうち1名は教頭に委嘱するものとする。

第2条（常任委員の選任）

常任委員は、専門部正副部長、学年正副代表および校長の推せんした教職員代表をもってあてる。

第3条（委員の選任）

(1) 選挙管理にあたる者は、前年度の学年代表が各学級3名ずつ委嘱し、開票から決定までの作業をすすめる。

(2) 会員は、紙上投票を原則として、学級の会員の中から1名を学級委員として、その他の者を専門部員として互選する。

第4条（事務局員の選任）

事務局員は、委員総会で推薦し、会長が委嘱する。事務局員のうち1名を事務局長とし、副会長を兼務する。校長の推せんした教職員を事務局員とし、会長が委嘱する。

第5条（監査委員の選任）

監査委員は委員総会で推せんし、会長が委嘱する。

附 則

この規程は、令和5年2月1日から実施する。

寄居中学校 P T A 細則

(改正沿革) 昭和 24 年 4 月 1 日 制定
平成 24 年 4 月 13 日 改正
令和 5 年 2 月 1 日 一部改正

第 1 章 専 門 部

第 1 条 (任 務)

専門部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 育成部 生徒の健全育成等に関する事項。
- (2) 教養部 会員の研修・厚生・親睦等に関する事項。
- (3) 広報部 本会の広報等に関する事項。

第 2 条 (組織および部長の選出)

専門部は、学級委員および教職員若干名をもって構成し、選出方法は次のとおりとする。

- (1) 専門部会において、部長 1 名、副部長 2 名を選出する。
- (2) 副部長 1 名は、校長が委嘱する教職員があたる。

第 2 章 学 年 部

第 3 条 (任 務)

学年学級委員会は学年・学級の必要事項を審議し、かつ会員相互の研修および親和を図る。

第 4 条 (組織および委員の選出)

学級委員会は、学級の保護者（父母および親権者）によって選出された委員（PTA 会則 5 条(4)号に定める委員をいう。本条において以下同じ。）および学級担任教職員をもって構成する。

- (1) 各学級は、委員の互選により、学級代表を決定する。ただし、各専門部長、副部長は、この任からはずす。
- (2) 学年代表、副代表は、各学級代表の中から選ぶものとし、その学年の委員全員の選挙により決定する。

第 3 章 慶 弔

第 5 条 (慶 弔)

本会の会員および生徒に対する慶弔は、次表のように行う。ただし、規程以外の場合はそのつど審議により決定する。

	入 院 (2 週間以上)	死 亡 (本 人)	死 亡 (配偶者)
生 徒	3, 000 円	10, 000 円	
保護者 教職員	3, 000 円	10, 000 円	10, 000 円

附 則

この細則は、令和 5 年 2 月 1 日から実施する。